

昭和二十年十二月

終戰教育事務處理提要

第一輯

文部大臣官房文書課

G 美術品、紀念建造物及ビ文化的・宗教的遺跡並ニ施設ノ保護ニ關スル方針及措置ノ件

(昭和二十年十一月十二日總司令部聯合國軍最高司令官發)
終戰連絡中央事務局經由日本帝國政府宛覺書

- 一 以下ハ美術品、紀念物、文化的並ニ宗教的作品、物件及ビ施設ニ關スル當司令部ノ方針ナリ
- (イ) 進駐軍ノ指揮官ハ文化的、歷史的乃至宗教的重要性アリト認メタル作品及ビ遺跡ヲ保護シ且保存スルニ必要ナル處置ヲモトルベキコトヲ命ゼラレタリ
- (ロ) 日本帝國政府ハソノ管轄ニ屬スルコトニナリヲレルコレラノ作品、遺跡ヲ管理、維持スベシ
- 二 日本帝國政府ハ保護ヲ要スル總テノ作品、蒐集品、遺跡ヲ列舉セル報告書ヲ、軍事行動ニヨリ生ジタルカカル作品、蒐集遺跡ノ損害ニ關スル詳細ナル報告ト共ニ可及的速カニ當司令部ニ提出スベシ、尙列舉セラレタル蒐集品ノ内容ニツキ簡單ナル一覽ヲ附シ次ノ綱目ヲ包含スベシ
- (イ) 「國寶」トシテ扱ハルル蒐集品、建造物及ビ個々ノ物件、重要ナル神社佛閣モソノ中ニ含メルコト(神社佛閣ニ屬スル寶物、蒐集品ノ内容ニ對シテハ一覽ヲ附スベシ)
- (ロ) 「保護地域」トシテ扱ハルル建物及ビ遺跡並ニ重要ナル天然紀念物、國立公園、歷史的地點、景勝地ヲ含ム
- (ハ) 宮内省所管ノ施設(宮殿、御用邸等)
 - (一) 現ニ皇居トシテ使用セラレアルモノ
 - (二) 歷史的地點トシテ維持サレアルモノ
- (ニ) 宮内省ノ博物館並ニ蒐集品
- (ホ) 美術品、遺物、寫本、書籍、科學的標本及ビ文化的所藏物ヲ藏スル國家的價値アル博物館並ニ蒐集品

三 作品、蒐集品、遺跡ノ報告書ノ要スル内容ハ別紙ニ詳述サレアリ

最高司令官ニ代リテ

參謀副官補 陸軍大佐 H・W・アレン

(別紙) 美術品、紀念物竝ニ文化的及ビ宗教的施設ノ表ノ内容

一 本覺書ノ規定ニ從ツテ帝國政府ニヨリ提出サルベキ文化的及ビ宗教的作品、蒐集品竝ニ遺跡ノ表中ニ次ノ事項ニツイテ報告ヲモ併セ提出スルヲ要ス

(イ) 物件、蒐集品、建造物乃至遺跡ノ名稱、蒐集品ノ一部ナラザル物件ハ個々ニ舉ゲルコト、蒐集品ノ内容ニ對シテハ一覽ヲ附スルコト

(ロ) 所有者又ハ責任者ノ名前

(ハ) 物件乃至蒐集品ノ正確ナル位置、戰時應急ニ疎開シタリトセバソノ疎開場所ノ位置ヲモ記載スベシ

(ニ) 戰鬪行動乃至軍事占領ニヨリ生ジタル損害ノ程度竝ニ損害ノ加ヘラレタル日時

(ホ) ソレラ國寶ノ保存ニ對シテ現ニ感ゼラルル危険

(ヘ) 既ニ實施セル應急修理ト保護手段

二 更ニ損害ノ報告ト危険ノ豫想(一ノニ、ホ)ノ項ニ對シテハ適當ナル場合ハ次ノ事項ノ記入ヲナスコト

(イ) 損害(損害ノ程度及ビ發生ノ日時)ヲ示スコト

(一) 戰爭ニヨラザル損害―建造物、物件乃至遺跡ガ戰鬪行動乃至軍事占領ノ直接ノ結果トシテ被害ナキ場合ハ特ニソノ旨ヲ叙ベルコト

- (二) 爆撃ニヨル損害―爆風ニヨルソレヲ含ミ爆撃ニヨル建造物ノ破損、高射砲彈ニヨル損害ハ若シ明ラカニ識別セラルルナラバソノ旨記録スベシ
- (三) 火災ニヨル損害―戦闘行爲乃至軍事占領ニヨリ生ジタル火災ニヨル破壊乃至毀損
- (四) 掠奪―占領軍ノ人員ニヨル物件乃至物件ノ一部或ハ建造物ノ一部ノ移動
- (五) 濫用―占領軍ノ人員ニヨル侵害、損傷乃至毀損
- (ロ) 危険(ソノ程度及原因)ヲ示スコト
- (一) 火 災
- (二) 掠 奪
- (三) 濫 用
- (ハ) 完全ナル記録ノタメニ必要ナリト考ヘラルル場合ハ説明ノ加ヘラルルコトヲ望ム